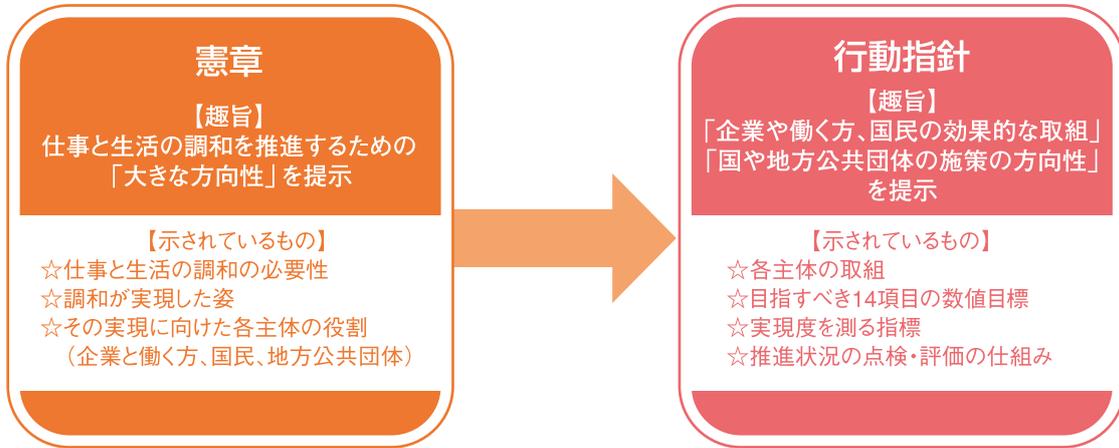




憲章と行動指針 ～しっかり働き、豊かに暮らすために～

1 憲章・行動指針の枠組

憲章、指針には、社会全体で取り組むべき方向性や各主体の役割、目標などが示されています。



2 仕事と生活の調和が実現した社会

仕事と生活の調和が実現した社会は、3つの柱で構成され、それぞれに数値目標が示されています。

仕事と生活の調和が実現した社会

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる。

構成する3つ柱

数 値 目 標 (主要なもの)

就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とリわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

- ★フリーターの数 現 状 187万人
→2017年 144.7万人以下
- ★就業率 〈女性(25～44歳)〉
現状 64.9% → 2017年 69～72%
〈高齢者(60～64歳)〉
現状 52.6% → 2017年 60～61%

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

- ★週労働時間60時間以上の雇用者の割合
現状 10.8% → 2017年 半減
- ★年次有給休暇取得率
現状 46.6% → 2017年 完全取得

多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

- ★育児休業取得率
(女性) 現状 72.3% → 2017年 80%
(男性) 現状 0.50% → 2017年 10%
- ★男性の育児・家事時間
現状 60分/日 → 2017年 2.5時間/日